

令和 9 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

No	8	府 省 庁 名	金融庁
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望 項目名	保険会社に係る収入金額による外形標準課税方式の維持		
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 保険会社に係る法人事業税の現行課税方式は、収入金額（収入保険料の一定割合）を課税標準とする外形標準課税となっている。 ・ 特例措置の内容 保険会社に係る法人事業税の現行課税方式を維持すること。		
関係条文	地方税法第 72 条の 12		
減収 見込額	[初年度] — （ — ） [平年度] — （ — ） [改正増減収額] — （単位：百万円）		
要望理由	（１）政策目的 保険会社の経営の安定性を確保すること。 （２）施策の必要性 保険会社の経営の安定性を確保するため、予め税額を予測できる現行課税方式の維持が必要である。 なお、保険業はもともと収入金額による外形標準課税となっており（生命保険業については昭和 29 年から、損害保険業については昭和 30 年から導入）、事業活動の規模に応じた納税を行うことで、地方自治体の税収の安定化に寄与している。 加えて、地方公共団体の提供する種々のサービスに対応する応益課税の性格を有するという事業税の基本的な性格に鑑みれば、100%外形標準課税である収入金額課税方式は適当である。 このため、保険会社に係る法人事業税については、現行の課税方式を維持することが必要である。		
本要望に 対応する 縮減案	なし		

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
		政策の達成目標	—
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	—
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		平成 16 年度税制改正からの継続要望である。